

氏名(本籍)	こま 駒 井	ひろし 洋 (山梨県)
学位の種類	博 士 (社会学)	
学位記番号	博 乙 第 1,245 号	
学位授与年月日	平成 9 年 2 月 28 日	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当	
審査研究科	社会科学研究科	
学位論文題目	外国人労働者定住への道	
主 査	筑波大学教授	博士 (社会学) 副 田 義 也
副 査	筑波大学教授	佐 藤 守 弘
副 査	筑波大学助教授	博士 (人類学) 竹 沢 泰 子

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、外国人労働者の流入の状況を概観する序章、流入の方法を解明する第 1 章、産業別に外国人労働者への依存を明らかにする第 2 章、地域社会における生活実態に着目する第 3 章、第三世界における流出圧力を検討する第 4 章、欧米諸国の対応を整理する第 5 章、政策提言をおこなう第 6 章の七つの章から構成されているが、その目的は、第三世界における送出国の流出圧力と日本国内の受け入れ圧力による日本にたいする外国人労働者の流入が必然的であるのに、この人々を受け入れる社会的条件が整っていないため人権侵害が引き起こされがちであることを、実態の解明を通じて明らかにしようとするにある。

「改定入管法と外国人労働者の概況」と題される序章では、まず外国人労働者の人口がフローとストックの両面から提示されたのち、研修生の導入、風俗関連産業への女性の流入、男性の本格的登場、日系人の合法化という流入史が提示される。また外国人労働者の区分けとしては、不法入国者、超過滞在者、資格外就労者、合法的就労者の四つがあげられ、前三者にたいする呼称として未登録労働者を使用するとされる。ついて人権の侵害の実態が、労働の場および社会サービスについて明らかにされる。さらに、国別の概況が示されそれに査証の相互免除協定が大きく影響していることと、定住化傾向および景気後退により発生した失業の状況が解明される。

第 1 章は「外国人労働者はどのように入国するか」と題され、まずブローカーの関与の概況が述べられる。ここでとりわけ注目されているのは日系人を対象とする人材派遣業者であり、労働ばかりでなく生活全般にたいしても囲い込み型の管理をおこなっている事実が指摘される。ついて研修生としての資格外就労が検討され、中小企業団体等が受け入れて加盟企業に分配する形態に偽装就労の疑いが強まること、調査結果を踏まえて主張される。さらに、就労生の大部分が日本語学校の学生であり、アルバイトに過重に依存せざるをえないことが述べられる。

第 2 章は「産業別の就労実態」と題されている。風俗関連産業では、ホステスや売春婦としての就労の概況が述べられる。製造業で外国人労働者が広くみられることについては、中小零細製造業が下請けとして日本経済の二重構造の底辺を構成しているため、劣悪な労働条件に由来する慢性的労働不足が存在しているからであるという分析がなされる。同じように建設業についても、この産業に特有の重層下請け構造により極端な労働力不足が一般化していることが強調される。建設業への入職経路としては、ブローカーと日雇い労働市場への着目がなされている。サービス産業では、外食産業とビルメンテナンス業での就労が多いことが指摘される。

第 3 章は「外国人労働者の居住と生活」と題されている。まず居住の概況については、雇主が提供する宿舍の

ほかに、木造民間賃貸アパートでの居住が多いことが述べられる。入居差別が一般化しているため住宅さがしは困難であり、過密住居がみられる。ついで、東京の新宿や池袋地区をはじめ各地に外国人の集住地域が形成されはじめていた事実が指摘される。つづいて定住化傾向のもとで住民として外国人を保護しなければならない自治体行政が分析され、最後に外国人労働者の犯罪の特徴が述べられる。

第4章は「労働力輸出が構造化された第三世界」と題されている。まず、労働力の流出圧力の根底にあるものは、日本との巨大な所得格差や失業率の高さなどであることが指摘される。アジア諸国からの流出については、旧植民地から宗主国に向かった段階、オイルブームにより中東諸国へ向かった段階、中東諸国にかわる流入先が求められた段階の三つが区分される。労働力送出の構造化にとっては、とくに第二段階が決定的であった。以下、アジアの送出国について、国策として労働力輸出を推進している諸国と国があまり関与していない諸国が順次検討され、外貨獲得への貢献と失業対策としての重要性が共通しているとされる。さらにアジアの受け入れ国とラテンアメリカ諸国の状況が述べられる。

第5章は「ヨーロッパ諸国とアメリカの対応策」と題されている。まず、外国人労働者の流入およびそれへの対応策が早かったイギリスの事例が、人種間緊張も含めて分析されている。ついでドイツとフランスについて、ローテーション政策により受け入れられた両国の外国人労働者が、第一次石油ショック後の規制策にもかかわらず定着化し、社会問題化していったプロセスが検討される。さらにその他のヨーロッパ諸国の外国人労働者の状況とそれにたいする政策が順次述べられたのち、ヒスパニックグループおよびアジア系を中心とするアメリカの移民の現状が概観される。最後に人種差別撤廃という理念にもとづく、欧米諸国における人権擁護の処方策が検討される。

「鎖国論・開国論を超えて」と題される政策提言のための第6章では、まず対立する鎖国論と開国論の主要な論調が紹介される。ついでこの問題にかんする世論の調査結果が悉皆的に検討される。さらに在日韓国・朝鮮人と難民の歴史の分析を通じて従来の日本社会の外国人にたいする対応が概観される。そのうえに立って流入が必然的であるとする必然論の立場からの政策提言がなされる。開国論が主張するような低賃金労働力を積極的に流入させようとする政策はとられるべきではない。但しすでに存在している外国人労働者については、鎖国論のいうように締め出しをはかることは現実的に不可能である。そうであるならば、なによりも優先されるべきであるのは人権の尊重にほかならない。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文が、これまで実態のあまり知られていなかった外国人労働者について、関係資料をほとんど網羅するとともに著者自身による実地調査の結果も踏まえながら、その全体像の解明に成功していることは高く評価される。また従来の鎖国論、開国論という対立については、事実にもとづきながら必然論という視角を打ち出していることも大きな貢献である。さらに、統計にもとづく記述を個人としての外国人労働者のインタビューにより補完していることも方法的にみて注目される。なお、本論文刊行以降、著者はさらに外国人労働者の問題の研究を精力的に押し進め多くの知見を蓄積してきている。それらによって、本論文の一部は理論的、実証的に乗り越えられたとも見えるが、しかし本論文は全体としては、依然として外国人労働者研究の一大金字塔であるというべきである。

よって、著者は博士（社会学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。